参考資料２

案

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和４年１２月２０日付け千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線又は営業区域

千葉市緑区高津戸町地区

２．協議が調っている運行系統又は運送の区間

区域運行

別紙　運行計画案のとおり

３．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運　　賃　　大人５００円　　小学生以下２５０円

障害者手帳所持者は５割引き

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特に無し

令和４年１２月２０日
千葉市地域公共交通活性化協議会
千葉市地域公共交通部会
部会長　松野　由希　　印